

第六十一回国会 衆議院 内閣 委員会 議 録 第 十 号

昭和四十四年三月二十五日(火曜日)

午前十一時十一分開議

出席委員

- 委員長 藤田 義光君
- 理事 伊能繁次郎君
- 理事 堀谷 一夫君
- 理事 三原 朝雄君
- 理事 浜田 光人君
- 赤城 宗徳君
- 小淵 恵三君
- 世耕 政隆君
- 葉梨 信行君
- 三池 信君
- 山口 敏夫君
- 木原 実君
- 安井 吉典君
- 鈴木 康雄君

- 理事 佐藤 文生君
- 理事 塚田 徹君
- 理事 大出 俊君
- 理事 受田 新吉君
- 井出一太郎君
- 坂本三十次君
- 田中 龍夫君
- 松澤 雄藏君
- 三ツ林弥太郎君
- 淡谷 悠藏君
- 華山 親義君
- 伊藤惣助丸君

出席國務大臣

- 建設 大臣 坪川 信三君

出席政府委員

- 建設政務次官 渡辺 栄一君
- 建設大臣官房長 志村 清一君
- 建設省計画局長 川島 博君

委員外の出席者

- 建設省道路局次長 多治見高雄君
- 建設省住宅局調査官 沢田 光英君
- 専門員 茨木 純一君

三月二十二日

委員葉梨信行君辞任につき、その補欠として川野芳満君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員川野芳満君辞任につき、その補欠として葉梨信行君が議長の名で委員に選任された。

同月二十五日

委員赤城宗徳君及び野呂恭一君辞任につき、その補欠として坂本三十次君及び世耕政隆君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員坂本三十次君及び世耕政隆君辞任につき、その補欠として赤城宗徳君及び野呂恭一君が議長の名で委員に選任された。

三月二十日

靖国神社国家護持の立法化反対に関する請願

(石橋政嗣君紹介)(第二七〇号)

同(板川正吾君紹介)(第二二七二号)

同(江田三郎君紹介)(第二二七二号)

同(久保三郎君紹介)(第二二七三号)

同(齊藤正男君紹介)(第二二七四号)

同(阪上安太郎君紹介)(第二二七五号)

同(柴田健治君紹介)(第二二七六号)

同(田中武夫君紹介)(第二二七七号)

同(武部文君紹介)(第二二七八号)

同(野口忠夫君紹介)(第二二七九号)

同(平林剛君紹介)(第二二八〇号)

同(森本靖君紹介)(第二二八一号)

同(山内広君紹介)(第二二八二号)

同(山中吾郎君紹介)(第二二八三号)

同(渡辺芳男君紹介)(第二二八四号)

同(石橋政嗣君紹介)(第二二八三三号)

同(板川正吾君紹介)(第二二八三四号)

同(柴田健治君紹介)(第二二八三五号)

同(田中武夫君紹介)(第二二八三六号)

同(武部文君紹介)(第二二八三七号)

同(平林剛君紹介)(第二二八三八号)

同(森本靖君紹介)(第二二八三九号)

同(山内広君紹介)(第二二八四〇号)

同(石橋政嗣君紹介)(第二二八三五号)

同(板川正吾君紹介)(第二三八六号)

同(大出俊君紹介)(第二三八七号)

同(柴田健治君紹介)(第二三八八号)

同(武部文君紹介)(第二三八九号)

同(田中武夫君紹介)(第二三九〇号)

同(成田知巳君紹介)(第二三九一号)

同(平林剛君紹介)(第二三九二号)

同(森本靖君紹介)(第二三九三号)

同(山内広君紹介)(第二三九四号)

同(石橋政嗣君紹介)(第二三九四号)

同(板川正吾君紹介)(第二四三三三号)

同(柴田健治君紹介)(第二四三三三号)

同(武部文君紹介)(第二四三七七号)

同(田中武夫君紹介)(第二四三三八号)

同(平林剛君紹介)(第二四三九号)

同(森本靖君紹介)(第二四四〇号)

同(山内広君紹介)(第二四四一〇号)

同(石橋政嗣君紹介)(第二四四三三三号)

同(板川正吾君紹介)(第二四四六四号)

同(柴田健治君紹介)(第二四六五号)

同(武部文君紹介)(第二四六六号)

同(田中武夫君紹介)(第二四六七七号)

同(平林剛君紹介)(第二四六八号)

同(森本靖君紹介)(第二四六九号)

同(山内広君紹介)(第二四七〇号)

同(山中吾郎君紹介)(第二四七〇号)

靖国神社国家管理反対に関する請願(稻村隆一君紹介)(第二二八五号)

同(井上泉君紹介)(第二二八六号)

同(大原亨君紹介)(第二二八七号)

同(加藤勲十君紹介)(第二二八八号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第二二八九号)

同(木原実君紹介)(第二二九〇号)

同(栗林三郎君紹介)(第二二九一号)

同(佐野憲治君紹介)(第二二九二二号)

同(實川清之君紹介)(第二二九三三三号)

同(内藤良平君紹介)(第二二九四四号)

同(広沢賢一君紹介)(第二二九五五号)

同(古川喜一君紹介)(第二二九六六号)

同(堀田雄雄君紹介)(第二二九七七号)

同(八木昇君紹介)(第二二九八八号)

同(安井吉典君紹介)(第二二九九九号)

同(井上泉君紹介)(第二三〇〇〇号)

同(稻村隆一君紹介)(第二三〇一一号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第二三〇二二二号)

同(木原実君紹介)(第二三〇三三三号)

同(栗林三郎君紹介)(第二三〇四四四号)

同(阪上安太郎君紹介)(第二三〇五五五号)

同(實川清之君紹介)(第二三〇六六六号)

同(只松祐治君紹介)(第二三〇七七七号)

同(内藤良平君紹介)(第二三〇八八八号)

同(野口忠夫君紹介)(第二三〇九九九号)

同(広沢賢一君紹介)(第二三一〇〇〇号)

同(古川喜一君紹介)(第二三一〇一一号)

同(八木昇君紹介)(第二三一〇二二二号)

同(稻村隆一君紹介)(第二三一〇三三三号)

同(井上泉君紹介)(第二三一〇四四四号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第二三一〇五五五号)

同(木原実君紹介)(第二三一〇六六六号)

同(栗林三郎君紹介)(第二三一〇七七七号)

同(阪上安太郎君紹介)(第二三一〇八八八号)

同(實川清之君紹介)(第二三一〇九九九号)

同(田代文久君紹介)(第二三一〇一一〇号)

同(谷口善太郎君紹介)(第二三一〇一二一〇号)

同(内藤良平君紹介)(第二三一〇一三二一〇号)

同(野口忠夫君紹介)(第二三一〇一四三二一〇号)

同(広沢賢一君紹介)(第二三一〇一五四三二一〇号)

同(古川喜一君紹介)(第二三一〇一六五四三二一〇号)

同(松本善明君紹介)(第二三一〇一七六五四三二一〇号)

同(八木昇君紹介)(第二三一〇一八七六五四三二一〇号)

同(稻村隆一君紹介)(第二三一〇一九八七六五四三二一〇号)

同(井上泉君紹介)(第二四二四号)  
同(角屋堅次郎君紹介)(第二四二五号)  
同(木原実君紹介)(第二四二六号)  
同(栗林三郎君紹介)(第二四二七号)  
同(實川清之君紹介)(第二四二八号)  
同(内藤良平君紹介)(第二四二九号)  
同(野口忠夫君紹介)(第二四三〇号)  
同(広沢賢一君紹介)(第二四三一〇号)  
同(古川喜一君紹介)(第二四三二〇号)  
同(八木昇君紹介)(第二四三三〇号)  
同(稻村隆一君紹介)(第二四四三〇号)  
同(井上泉君紹介)(第二四四三〇号)  
同(角屋堅次郎君紹介)(第二四四四〇号)  
同(木原実君紹介)(第二四四五〇号)  
同(栗林三郎君紹介)(第二四五六〇号)  
同(實川清之君紹介)(第二四四七〇号)  
同(内藤良平君紹介)(第二四四八〇号)  
同(林百郎君紹介)(第二四五九〇号)  
同(外一件)(廣沢賢一君紹介)(第二四六〇号)  
同(古川喜一君紹介)(第二四六一〇号)  
同(八木昇君紹介)(第二四六二〇号)  
婦人少年室廃止反対等に関する請願(徳田弘作君紹介)(第二三〇〇号)  
同(外一件)(河野正君紹介)(第二三三二一〇号)  
同(岡崎英城君紹介)(第二四〇一〇号)  
同(畑和君紹介)(第二四〇二〇号)  
同(外一件)(浜田光人君紹介)(第二四〇三〇号)  
同(小泉純也君紹介)(第二四二一〇号)  
同(外一件)(松澤雄藏君紹介)(第二四二二〇号)  
自主憲法の確立等に関する請願(外一件)(吉川久衛君紹介)(第二三三三二〇号)  
靖国神社国家護持法制定に関する請願(増田甲子七君紹介)(第二三三三三〇号)  
行政機関の職員の内閣閣員に関する法律案反対等に関する請願(大出俊君紹介)(第二三三九五〇号)  
同(佐野進君紹介)(第二三三九六〇号)  
同(田代文久君紹介)(第二三三九七〇号)  
同(谷口善太郎君紹介)(第二三三九八〇号)  
同(林百郎君紹介)(第二三三九九〇号)

同(松本善明君紹介)(第二四〇〇号)  
同(田代文久君紹介)(第二四七三〇号)  
同(谷口善太郎君紹介)(第二四七四〇号)  
同(林百郎君紹介)(第二四七五〇号)  
同(松本善明君紹介)(第二四七六〇号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

○藤田委員長 これより会議を開きます。建設省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

○華山委員 今度の改正法案の内容ですけれども、新しく設けられる企画部というのは具体的にどういふ仕事をやる部なのか、また部を置かない室との間にどういふ違いがあるのか御説明をお願いいたします。

○志村政府委員 このたびの設置法の改正の内容につきましては、現在地建に置かれております企画室を企画部に名称を変更したい、かように考えておる次第でございます。その理由といたしましては、最近社会経済の著しい発展に伴いまして、国土全体の有効利用をはかるための長期かつ計画的な国土開発の必要性が非常に高まっております。現在地建設局の企画室は、国土計画、地方計画に関する調査とか、あるいは土木工事に関する技術及び管理の改善に関する事務をやっておりますが、それらにつきまして事務量も相当増大いたしましたし、その内容も複雑になってきたわけでございます。私も実は地方建設局長を一年ほどやった経験がございますが、建設省のやっております大きな道路とか川との関係がございますので、地域計画等につきまして、地元側から私どもにいろいろ意見を聞かれるという機会が

多いわけでございます。そういふ情勢に対応いたしまして、地域計画の必要性並びに土木工事に關する技術管理の改善といったものをさらに推し進めるために、現在企画室というようになことでスタッフ的な必要を感ずるようになって、これを部として名称を改めまして、課を二つぐらい予定をいたしまして下部機構を整備したい、かように考えておる次第でございます。

○華山委員 このために部になりましたところは現在の人員よりも増しますか。

○志村政府委員 定員については増員はいたしておりません。

○華山委員 今までの室というのが部になりましたら、人員的に見れば拡大するというわけではないわけでございますね。大体企画室、企画部、なぜそういう名称にこだわるといふのが、室のほうがいかにも企画するのに適當な名称なんであって、なぜ室というものを部にしなければいけないのか、私にはわかりかねるのです。なぜそういうふうな役人ぐさい。私も役人あがりですけれども、役人ぐさい名称にこだわるといふのか。その点やはりこれは役人の一つの弊風の観念ですかね。

○志村政府委員 室と申しますと、いわば先ほど申し上げましたように、スタッフ的な機構でございますが、ただいま申し上げましたように仕事量の増大と内容の複雑化に伴いまして従来の室的な取り扱いよりも、部制にいたしましたとして課を置いて下部機構を整備するという事によって、増大した事務量、複雑化した事務の内容を処理しやすいようにしたいということでございます。他意はないわけでございます。

○華山委員 何か室の下には課を置けないという通則みたいなものでもあるのですか。

○志村政府委員 一般的に下部組織を整えましたものは部とするのが通例のように承知いたしております。

○華山委員 人員は増さない。何か形式にとらわれているような気もいたしますけれども……

大臣にお尋ねいたしますけれども、この室を部にするとおは太平洋ベルト地帯だけでございます。私は地方に降りまして、私は山形県の者でございますけれども、これは選挙演説になりますよ。いかにいまの政府というものは太平洋ベルト地帯開発に熱心なのか。太平洋ベルト地帯の地帯は部にした、東北、北海道あるいはほかにもあるでしょう、裏日本、そういうところははいまのままなんだ、地域的計画開発というものは太平洋ベルト地帯に重点が置かれておるじゃないか、これはその一つの証拠だということ、私は一つの選挙演説になりますよ。なぜ全国的にそういうことをしないのか。人は増さない、整備をする。そういうことであるならば、すべての地方についてそういうことをやるべきじゃないのか。経費がかかるわけでもない。なぜそういうふうな地帯だけにそういうことをやるのか。どうして全国一斉にやらないのか。その点一つ大臣の考え方をお願いいたします。

○坪川国務大臣 華山先生が、八つのうち四つが太平洋ベルト地帯であって、日本海の方に對してましてなぜこの措置を講ぜなかつたかと御指摘になるお気持ち、またその立場あるいはその問題点も理解いたさないわけはございませんけれども、御承知のとおり、関東地帯は、首都圏という最も重要な土地を管轄する地帯であり、また近畿圏においてもやはりであり、中部圏においてもまたさうな気持で、私といたしましては最初最重要といえますか非常に事業量の多いところを選びまして昇格をお願いいたしておるような次第でございますが、いずれにいたしても、私は残りの四地帯に對してもその事業量あるいは規模の増大等を考えるときに、その時点で立つてまた昇格をお願いいたす時期も私はそう遠くなくあるかと思ふような次第であります。さしたって事業量の多い、規模の多いところの四地帯に對して昇格をお願いいたしておるような次第でございます。

○華山委員 当然のことでございますけれども、大臣はそういう太平洋ベルト地帯に事業量が多い

とおっしゃる。それが現在の政治のあり方ではないですか。後進地域には事業量が少ない。そして太平洋ベルト地帯には事業量が多い。これは現実でございます。それでいいのうか。

私、資料をお願いしたいのでございますけれども、数カ年にかかのぼって、建設省の所管される、あるいは建設省の外郭的な公園等におきまして、各地区別に公共事業費は幾らになるのか、それが一平方キロメートルといいますが、単位はどうでもいいのですけれども、それは一体どのくらいになるのか、人口一人当たりについての事業量は一体幾らになるのか、そういう点を資料としてお出し願いたいと思います。委員長、ひとつよろしくお取り計らいをお願いします。いまわかつておればけっこうです。

○志村政府委員 先生御要求の資料につきまして、できるだけすみやかに作りまして先生のお手元にお届けしたいと存じますが、私も建設省所管の土木事業費で、昭和四十年年度分につきましては、各ブロックごとに一応の比率が出ておりますので、簡単に申し上げますと、関東がほぼ二八・六％、近畿が二〇・五％、中部が一・七％、九州が一〇・四％、東北が九％、中国が七・八％、北陸が七・五％、四国が四・二％、大体そのような配分に一応なっております。

○華山委員 何についてですか、比率というのは、志村政府委員、建設省所管の昭和四十年年度の土木事業費でございます。全体を一〇〇としたしまして、各地域ごとにパーセンテージを出しますと、ただいま申し上げたような数字になります。○華山委員 私がお願いした資料と違いますけれども、私のお願いした資料、おわかりでございますか。

それで、いま企画室になっておるわけでございますけれども、地建の各企画室の係官の人数をひとつ教えてください。○志村政府委員 昭和四十四年の二月におきまして地方建設局の企画室の人員でございますが、北から申し上げますと、東北が三十名、関東が四十九

名、北陸二十六名、中部三十一名、近畿三十五名、中国三十名、四国二十二名、九州三十一名、合計二百五十四名でございます。

○華山委員 各地区によって、あるところが部であり、あるところが室である。私はその地方に与える印象としてはよくないと思う。室を部に直すということ自体が了解がでないのでございますけれども、地方によって室であり部であるというふうなことは、私は、何かいまの政治のあり方が太平洋ベルト地帯に片寄っているという印象を与えるとともに、それが政府のやり方の一つの表現であるようにも思えるわけです。私は、なるほど現実の問題として、太平洋ベルト地帯とあるいは東北、北海道、そういうところで現実の仕事の違いはあると思っております。今後何年かのいろいろな計画を立て、いろいろな調査を進めておくというところは、私はやはりそういう地域はそういう地域なりに重要な問題だと思っております。目前の仕事をするものではないかと思うのです。ただ各県庁あたりからいろいろの相談にも見える、そういうこともあると思っております。現実にも見えて、そういうこともわかってはおりますけれども、私は、やはり後進地域は後進地域なりの遠大な計画があつていいと思つて、いまから準備しておくべきだと思つて、それから、企画部あるいは企画室、そういうものの仕事の内容に相違はあるかもしれませんが、私は差別的な待遇はすべきじゃないと思つて、それは私は山形に帰つたら言いますよ、ほんとに。われわれは前から言っている。太平洋ベルト地帯に重点が置かれて、東北などはもう片すみ置かれておるのだ、こういうことをよく言うわけですから、その証拠には建設省はこうやっていっているじゃないか。そして、これは一つの選挙演説になりますよ。大臣、これは政治家として少しやり方がおかしいんじゃないですか。私考えるのでございますけれども、各地方に局があります。各省につきましても、先がある。東北には東北の通産局があり、いろいろなところに通産局がありますけれども、その規

模において違つておつても、機構において違つておつても、あまり聞かないですね。それは東京とか大阪、そういうところと東北あるいは北海道、そういうところと違つておると私は思わない。たとえば、石炭の出るところと石炭の出ないところでは違ひはあるかもしれない。しかし格をつけるというところは、私はとんでもないことだと思つて、同じ仕事の中で格をつけるというところは非常によくないことじゃないか、私はそう思います。先ほど大臣の御所見によりまして、東北でも裏日本でも仕事だんだんふえたら増していきませう、こういうことでございますけれども、私はそういうことじゃないかと思つて、私はいま、大臣、何か御所見はありますか。なかつたらそれでけっこうです。

○坪川国務大臣 華山委員御指摘の点でございますが、私の建設行政の基本方針は、先般申し上げましたとおり、均衡のある国土開発が私の大きな目標であり、当然の方針であると思つておられます。そうした点を考えますと、私どもとして考えますことは、現時点における過疎の問題であると思つておられます。そうした立場から、私は、過疎対策には道路の面からいわゆる地方道あるいは中小河川、小規模河川を含めまして、過疎地帯に対する道路対策、これらにはもう御案内のごとく、いわゆる農山村振興道路あるいは離島道路あるいは奥地等産業の開発道路、これを四十四年度の予算ではかなり私は配慮いたしたつもりでございます。たとえば農山村振興道路に對しましては、昨年の予算に比しますと大体三八％増をいたしております。また奥地等産業開発道路につきましても、前年比約一八％の増をいたしまして、これらの対策に投じておられますと、中小河川、小規模河川に對しては、私といたしましては、前段で申し上げましたし均衡のとれた国土開発ということを目標にした過疎対策の一環でございますとともに、

いま八つの地建の中にありまして、いわゆる過疎地区を中心にして、たとえば東北におきましては山形の庄内という地区を対象にいたしまして、そして過疎対策の一つの大きなモデル地区として、生産人口の魅力ある場をつくつていきたいということ、私はいま東北地建に命じて、山形県の酒田、庄内を中心とした過疎対策の一つのモデル計画を立てさせておられます。これがいよいよ五月、六月ごろには出てまいります、こう思います。そして一つの東北の山形県中心の過疎対策の標準地のモデルを策定しながら、過疎対策の一つの大きなアイデアを打ち出してまいりたい、こういうようにいたしておられますので、私は決して残りの四地建に對しての差別的な気持ちを持って、昇格をいたしましたということではなくして、私は全部を願

いたしたい気持ちには十分ございまして、そして一つのプロセスとして四つを選びまして、そして私の計画をいたしました。来年度の四十五年には残りの四地建をぜひまたお願いしたい、こういうようなことでもおられますので、私の基本方針は過疎対策も大事でございますが、それよりも過疎対策に重点を置きたい。不幸な僻地山村に重点を置きたいというのが、私の建設行政の基本でもあり、また山形県あるいは日本海岸における過疎対策の構想として、いま申し上げた具体的な作業を急いでおることも御了承願いたい。たとえば山形県の庄内、寒河江であります、あの新庄を中心として、いま客観的にも主観的にも十分素材を総合的に集めて、具体的な検討を続けていることにおいて、御理解も願えるのではないかと、こう考えております。

○華山委員 たまたまおことばが過疎地帯のことを言われました。過疎地帯の対策というものは、これは非常にむずかしい問題です。これは道路をつくることによって従来山間僻地であったものが僻地でなくなる、こういう場合もしばしば私が見ますけれども、やってきましたつもりです。パスの通らないところにパスが通るようになれば、そ

この人は近くの町まで働きに出かけられるのですから、そういうふうな意味で過疎地帯の問題は重要だと思えます。

しかし、まず第一に考えられることは、食っていかねばいけないということなのです。交通がいかかに便利になりましたが、道がいかかにできません。道は要らないというわけではございません。先ほど申し上げたとおりでございますけれども、その地域の人が普通の人並みに食っていくということがまず第一の問題。それでそれから建設省の問題のみならず、政府全体としていかにあるべきかというのを考えていただかねばならない。ところが現在、私の見聞するところ、過疎地帯で生活をし、生活のかてを得るところは非常にむずかしいじゃないか。これは現在のうちに経済合理主義のもとに、経済効果ということばかりねらってやっていったのでは、私はとてもあの人たちは食っていけないと思う。私のほうの庄内地方とおっしゃいましたけれども、小国というところがございまして。この小国は四十戸、五十戸というふうなところは大きいほう、十戸、二十戸というふうな集落が百十七ある。小国町の面積で、大体香川県に相当するところだと思っておりますけれども、そこに散在する集落が百十七ある。これを三つ、四つに集めようと思つたてなかなかに集まるものではないです。あそこ町長が非常に熱心で、それで半年かかってようやく一つか二つの集落を集めることができた。しかも小国町は、このあたりとしては珍しく本町が工業地帯であるためにできるのですね。そういう意味で非常に私はむずかしい問題だと思えます。建設省だけではできない、そういうふうなことでございますけれども、重大な関心を持っていただきたいと思います。ひとつ大臣、おことばのとおりやっております。

それから過疎地帯に関連しておっしゃいましたから、私は出かせぎ者の問題につきまして、ひとつ申し上げておきたい。そういう過疎地帯は生活をしなければ食っていけないということを申し上げた。

げた。何で生活をしているかといえれば、これは山の中へ行けば行くほどみんな出かせぎなんです。そういうことでようやく生活を維持しているわけです。その出かせぎ者に対する対策が、私は四、五年前よりはよほどよくなったと思うけれども、まだまだ政府として一つの一貫した出かせぎ者対策ができていないわけですね。

きのう、こういうことがありました。お話をいたしますと、私のところに千葉のある飯場から電話がかかってきて、その飯場の人が言うには、飯場に便所があるけれど、くみ取りに出来ないというので、大便秘がふれて困っている、へたまごつくと、江戸川にでも何でも流すようになることだ、江川から、先生何とかしてくださいますことだ。代議士が出かせぎ者の便所の世話までしなければいけないのが現実だ。それから私は市川の市役所にお願いをしまして、市川の市役所でさそくやつてくれませんか、そういうふうな実態なんですか。そういう実情は建設飯場に多い。建設大臣の所管される飯場にです、過疎地帯の人々が来て生活を、そうしていまの飯場の生活上の問題なりに苦しんでいる。この現実を救ってほしい。まずここから始めなければいけないと私は思う。大臣いかがですか。これは労働省の問題だというふうに言われるけれども、労働基準法というものは労働条件の最低の基準をきめたものだ、労働基準法の第一条はそうなっている。そしてこれを向上させることを目的にしている。これを向上させるということは、私は建設省の仕事だと思つて、過疎地帯の出かせぎ者のそういう処遇というものを留意していただかねば、そういうことは一挙にして解決される問題ではないのである。このことについて所見をひとつ伺っておきたい。

これはやはり根本問題は過疎対策の欠如からくるということに相なると思うのであります。したがって、建設省といつたしましては均衡のとれた国土の開発、建設といつたことを目標にいたしておりますが、いまの農山村において消防の管理すらできない、財政上の困窮の地帯もございまして、学校の経営すらできないという不幸な現象すらできておることは、私の郷里などの山村を見ましても、その現象について私は憂慮いたしておるような次第であります。したがって、これらの現象の不幸をなくするという観点から見れば、先ほど華山先生も御指摘になったとおり、これに対する問題はいろいろございまして、やはり道だけできる問題でもございまして、道の問題から、川の問題から、あるいはいろいろとございまして、それを総合的に打ち立てていく方針として、私は先ほど申し上げましたように、四十四年度の地方道の対象につきましては、いわゆる三八%、あるいは一八%の前年度比の増額をはかりながら過疎対策の解消の一助にいたしたい、こう考えますとともに大きな、いわゆる幹線道路、高速道路等を含めまして、約三十二本でございまして、その三十二本を結んだ総合的な国道の開発とともに、市町村道と地方道を含めまして約四十万キロの道路がございまして、それらを、一つの基本の大きな太い綱の網とまいたいまの四十万キロに及ぶところの道路網との一つの結びをいたしまして、そしてそこに、一定規模の都市を中心にして、道路から、河川から、下水から、公園から、学校、その他産業等も含めましてのモデル地区を制定いたして、その総合政策によって過疎解消をいたしてまいりたいというのが私の大きな過疎対策のアイデアであり、構想であるというところ、先ほど申しまして、御理解いただけたと思つておられます。過疎地帯などからの労働者の方々がとて食っていけないから上京されたり、あるいは他の都市へ行かれて出かせぎをされておるといふようなことを見ますときに、ことに公共事業に従事されるところの労働者対策といふことはやはり大

事な問題点でございまして、これらに対処するところの建設省の業者に対する指導、あるいは生活環境あるいは給与等につきましても、やはり十分こまかい配慮をいたしながら行政指導をやっていくよう、各県の局長会議においても、あるいは各県の土木部長あるいは工務事務局長会議等におきましても、それらの労働対策についても私はこまかい配慮をしてくれるように指示もいたしておるようなわけでございます。いまの千葉におけるところの地域の飯場の不幸な現象等につきましても、ごもつとも要望だと思つておるから、これらの点には、さらにわれわれといたしましては前向きに行政指導を強く打ち出してまいりたい、こう考えておるので、御了解願いたいと思つておられます。

○華山委員 私は当選してからももう五年間になりますけれども、出かせぎのことは毎年のように言っているわけですね。しかし五、六年前から見ますと、よほどよくなったようでございます。ただ、私、いかに遺憾に思うことは、労働省にまかせつきり、建設省に積極性がないうことですね。この点とはにかく建設業界にらみかきくのは、もしにらみかきかるとすれば、労働省でなくて建設省なんです。その点、もう少し建設省という立場からやっていたらいいと思つておる。そこで伺いますけれども、現在日本の建設業界の屋外労働者、技能者は別です、屋外労働者といふのは一体どこからどういふ経路で供給されているものですか。

○志村政府委員 屋外労働者につきましては、建設業者の元請ではあまり直接雇用をしていないようでございます。下請業者がそのような労働者を持っておりまして、元請は下請に依頼してそういう労働力を使わしてもらつておるといふ状況だと存じます。

○華山委員 労働者はどういふ人でしょうか。出かせぎ者は季節労働者として来ておられます。そのほかの労働者といふのは大体安定所から供給される労働者じゃありませんか、どういふふうになつておられますか。

○志村政府委員 一般の建設労働者、屋外の、特に熟練労働者でない方々につきましては、直接継続的に雇用している場合もございますが、一般的に正規の職業安定所を経由して雇用されるという形態よりも、むしろ縁故と申しますか、知り合い関係で参るといふ状況のほうが多いように承知いたしております。これらにつきましては、やはり正規の職安等を通じて採用されたほうが必要な労働条件の確保等についても間違いがないわけでございますので、このような正規のルートを通ずるようにといいことにつきましては、私どもも労働者とともに業界等に対しても指導を進めておる状況でございます。

○華山委員 大臣も御承知だと思えますけれども、私は出かせぎ地帯で出かせぎ者をいろいろ訪問いたしました。実情を聞いており、また地方の実情も知っておりますけれども、現在のままでいきますと、私は出かせぎ者が建設業界から少なくなっていくと思う。と申しますことは、現在工業の方面で出かせぎ労働者を非常に多く求めている。予想外と思われるかもしれないけれども、パンなんか冬に労働者がたくさん来るので、それは、保存ができるので、一年間に売るパンを冬の間に売るので。そういうことで、いましてにかく大きなパン屋へ行つてごらんないですか。出かせぎ者がたくさんいますから、それからいろいろな工場あるいは自動車会社、そういうところに行つて、最も簡単な仕事をやって。市町村ではできるだけかたまって行つてほしいということとで集団的就職のあっせんをしますけれども、土建業には決してあつせんしません。信用のできる工場に大量があつせんしません。信用のできる工場に見えてきましたけれども、私はこの数年まいますと出かせぎ者は土建業には来なくなるのじゃないか、少なくなるのじゃないか、そういうことによつて労働力の面で土建業が行き詰まるときがくるのじゃないか、こんなふうな考えますね。その見方からも、今後の日本における建設が重大であるということであるならば、労働基準法

を越えた精神で出かせぎ者その他の労働者を大事にする政策をとっていただかないと、私は労働者の立場からのみ言うわけじゃない、建設業界自体が困ってくるのじゃないかと思うのです。それで、いま出かせぎ者の対策といたしまして、労働者は奨励金を出したような形で通年制を奨励している。いま建設業界で、そういうふうな奨励によつて通年制というものはできるでしょうか、私はできないと思う。いかがですか。

○志村政府委員 先生仰せのとおり、今後の建設事業の方向につきましては、りっぱな建設労働力がどの程度建設業に求まれているかというところは一番大事な問題だと存じます。かような意味におきまして、私ども先ほど申し上げましたように、労働者にとり、建設業界に対しても、業界の態度を明確にいたしまして、良質なりっぱな労働力が確保できるように、また労働者の側からいへば働きやすい場ができるようにというふうなことを、行政指導といたしましていろいろ考えているわけでございます。先生も御承知のとおり、私どもが指名等をいたします場合には、労働福祉の状況というふうな点におきましても、点数をつけまして、たとえば、宿舎が悪かったとか、あるいは労賃の不払いをやつたとか、あるいは約束に違反したとかいうようなことがございまして、資格をだんだん下げたていくというふうなこともございまして、また業界といたしましては、私どもの指導によりまして情報センター等も設置、活用をいたしまして、それらの活躍によりまして、労働者につきましても、働きやすい時期なりあるいは場所なりを考えてまいらうというふうな企てはいろいろやっておるわけでございます。そういうものを総合いたしまして、先生の仰せのとおり、今後の建設業界の立場から見ましても、りっぱな労働力が確保できるような方向に大いに進めたいかねばならない、かように考えておる次第でございます。

○華山委員 大臣もその決意を固めてもらいたいのでございませうけれども、名前は言いませんけれども、いま大企業に何々組というのがありますね。あれは、成立からいいますと大企業夫稼業だったのだですね。日本の土建業というものは徳川時代からもうそうなんですけれども、とにかく人の力もやつていたわけですね。最近になって機械力というものが出てきて形態が変わつたけれども、人という面では一つも進歩しておらない。何々組というのはいまたいへんな会社になっておりますけれども、もとはみな人入れ稼業ですよ。そういう形態から変わったわけですね。それで、私はいろいろな要因がある。暖房あり、電気あり、装飾あり、いゝんな要因があるから、そこに下請というものはできるのは当然だと思つておられるけれども、建設、土建業につきまして重層的な下請というものは、私にはわからない。一つの仕事、同じ仕事を二段、三段に分けて、三段目はただ人入れ稼業みたいなになつておつて、そこに中間のピンはねが行なわれる。ピンはねということばが悪ければ、そういうふうな業界というものは直さなければいけないと私は思うのですが、重層下請、こういうものはやめさせるお気持ち、ございませうか。

○志村政府委員 たいへん先生のお話ございましたように、建設業は確かに、何と申しますか、経営形態として古くさいものがだいぶ残つております。その結果重層下請の問題等々の問題が事実起つておることは私どもも伺つております。こういう立場に立ちましてもどう考えていくかということでございますが、私どももいたしましては、下請業者の保護ということにさらに徹底して考えていくべきではないか、かように考えておる次第でございます。ただいま私どももいたしまして、建設業法の中におきましていろいろな項目がございますが、最大の問題点の一つといたしまして、下請業者をいかに保護育成していくかという課題について取り組みました一応建設業審議会等におきましても、各方面のたとえば零細の業者の方々、あるいは建設労働関係の代表の方々も含めまし

ていろいろ御審議をいただきました結果、たとえば下請業者に対してはつきりとした契約を結ぶ、あるいは下請業者に対しては一定の資材等の指定をして元請業者が買って資材を買わせるというふうなことをチェックするとか、さらには工事代金をもらいました場合に、いつまでもほつてはならぬ、幾日以内に支払わなければならぬ、さらには下請業者が労働者に賃金を不払いをした場合、元請として当然責任を負わねばならぬような状態のもとにおきましては、そういう賃金の不払いがあった場合、元請がその責を負わなければならぬというふうな種々な問題点を検討いたしました。そういう意味におきまして、下請業者並びに下請に使われる労働者の保護という点について一つの成案を得ております。近くそういう成案を国会に上程いたしました。下請業者の保護育成といたした点につきまして新しい対策を打ち立てたい、かように考えておる次第でございます。

○華山委員 大臣が御承知になつたので、たいへん残念ですけれども、農村の実態をひとつ申し上げておきたい。

最近農村に参りますと、もう労働力が、出かせぎその他によつてないわけです。それからいろいろな価格の問題もありました。それから市町村等の小さな工事を引き受ける土木業者がなくなつてきたということなんです。それで、大臣や建設省がいかに山間僻地のことを熱心におつしやうしても、私は仕事ができなくなるのじゃないかと思つて、大企業は決して山の中の小さな仕事なんかやりはしない。そういう仕事をやるのはむしろその地方の小企業なんです。その小企業が人を得られない。そういうことのために仕事ができないのが現在の山間僻地のあるいは小村の実態です。それでどういふことをやっていますか。県営事業はある程度大きいですから、その県営事業の近くのところは、県営事業をやっている業者に頼む。国営事業をやっている近所のところは、その人に頼む、そういうことをやっています。

しかも、それですから入札なんというところは、これはもう有名無実ですね。役場のほうで土建業者に頭を下げていかなきゃならないのです。しかし隨意契約をするわけにはいかない。そうすると三軒くらいの業者にいったら頭を下げて、頭数だけそろえて、そして談合、というよりも、談合じゃないですね。何とこのですかね。役場のほうで初めに交渉しようやくきまっちゃった中小企業に落札するような入札をせよ。これが山間僻地の実態です。建設省は建設全体、いま大臣の言われたとおり考えていられるのなら、市町村道ということばが出ましたけれども、そこまで考えなければだめですね。山の中に働く人がいないのだから。そしていま河川改修の方式は高水式でしょう。ですから大きな幹線河川は堤防を高くして、できるだけ直線にして、早く水を落とす、そういうふうになりますから、水位が高くなるから、それで小河川まで全部水がはけなくなる。そこが私は山村の洪水に対する被害が多くなった一つの原因じゃないかと思ってるのですけれど、御意見があれば承りたい。そういうふうにして荒れてしまつてくる小山村についての工事をやる人がだんだんなくなってくる。私はその点非常に大きな問題、大臣の言うように構想ばかり立てたって、実行できないのじゃ何ともならぬ。こういう点について何か、大臣おいでにならないのは残念でございますけれども、御所見があれば伺っておきたい。

○志村政府委員 建設労働力が逐次不足をいたす、特にだんだん人が外に出ておる地域につきましては、建設労働力の確保も非常にむずかしくなっているじゃないか、このような事態では、今後の国土建設も非常にむずかしいのではないかと御指摘でございます。先生の御指摘のとおりかと存じます。さような意味におきまして、私どももいたしましては、先ほど大臣からお話が進めると同時に、建設業自身が労働者にとつて魅力のある事業と申しますか、さようなものに育て

ていく必要があろうかと思つておられます。確かに業者の数は現在私正確な数は存じておりませんが、十四万業者ほどでございます。そのうちいわゆる大臣登録業者というのは数千にすぎません。大部分のものは地方業者でございます。これが数としてはふえておるわけでございます。廃業する方もございますが、新たに建設業の登録を受けられる方も相当ございまして、年々相当の増大を見ております。業者としてはある程度各地に一般的にあるが、しかし肝心の労働力が足らぬではないかという問題がそこにあるかと存じますが、これらにつきましてはただいま申し上げましたように、たいへん迂遠ではあるかもしれませんが、建設業そのものが労働者にとつて魅力のあるものになるようにお互いにつとめていかなければならぬ、かように考えて業界ともいろいろ相談などいたしておる状況でございます。

○華山委員 では、これで終わります。

○受田委員 それでは大臣がいま留守のようでございますので、政務次官が来られるということであるから、大臣にかわつて政務次官でけっこうですから、政治的発言をお願いしたいと思います。

今度の改正案を拝見しますと、この法案そのものはごく簡単な改正点を指摘しておるにとどまっております。ただ、ここで法案そのものに対する質問を申し上げますならば、八地方建設局のうちで業務量の多い四地方建設局に対してその企画室の組織を部制にしたい、こういう趣旨でありますが、室を部にすることで中身がどう変わっているかの御説明がありません。官房長より御答弁をお願いいたします。

○志村政府委員 室を部に名称を変更するに伴いまして、従来の企画室では一室で処理するだけの仕事以上の仕事が出てまいつたわけでございます。事務量の増大もそうでございますが、その内容もいろいろ複雑になってまいつたわけでございますので、二課を予定しておりますが、課制をし

きまして下部機構を整備強化いたしまして事務処理の円滑化、能率化をはかりたい、かように考えている次第でございます。

○受田委員 課制及びその増加人員を御指摘願いたい。

○志村政府委員 人員の増員はございません。課は企画課及び技術管理課、この二課を置きまして、企画課におきましては計画面に関する事務を所掌させ、技術管理課におきましては土木技術に関する技術及び管理等の事務を所掌させたい、かように考えている次第でございます。

○受田委員 それで部制にした強化効果があるということですか。これははなはだ机上の空論のように思う。人間がふえるわけでもない、そして課制を二つにして気休めの課長さんといういばつた人が二人できる、従来の室長が部長になる、こういう程度のものだと思うのです。つまり管理職を三人強化するというだけの意義しか私はないと思つてます。

すばり質問しますが、室長は従来等級で何であり、今度の部長は何にするか。また人員が増員されていなくてございしますが、課長は従来どういう形で存在しておつたのか御答弁を願いたい。

○志村政府委員 企画部長でございますが、従来企画室長が二等級でございます。今度の部長も二等級でございます。等級につきましては同じでございます。課長につきましては、各企画室に専門官が何人かおりました。その専門官を振りかえまして課長にいたしたい、かように考えております。

先ほど来お話がございしますように、室を部に課を設置するだけでは意味がないのではないかと御指摘がございましたが、現在企画室の係が非常にたくさん分かれております。仕事の中身の質的な変化と量の増大等によりまして、たとえば関東地方建設局の企画室のごときは、係長が九つありまして非常に多岐に分かれております。そのような企画室の仕事のやり方につきましては、現在の状態におきましては一室でなかなか

カバーしにくい、一室の適正規模をこえておる、かように考えておるわけでございます。企画室の組織を二課にいたしまして、それぞれ担当者置きまして、それによりまして所掌事務の円滑化をはかつてまいりたい、かような趣旨でございます。

○受田委員 これはあまり意味がないと思つてます。室長を部長にして同じく二等級だ、一向に地位が高まったわけでもない。係長というものが九人おると言つたと思うのですが、その中から二人課長を採る。そうすると係長が二人減るぐらいのものですね。そういうふうなただ単に人間をふやさないで中における人の地位をちょっといじくる程度で、これに書いてある長期的かつ計画的な国土開発の必要性が高まってきている現状から、この目ざましい社会経済の発展に呼応しようという措置としては、はなはだ理屈が成り立たぬ。あまり意味がない。私はこうした機構いじりというものは、現在の企画室でゆっくり間に合うと思つてます。課長を二人置いたからといつたてたいした質的な変化はありませんよ。むしろ企画室という名前はまだことにいい名前である。地方の県庁の中にも室長というものが知事の近くにおつて非常に権威をふるつておるところもあるし、知能の参謀本部ですから、企画室という名前は非常に魅力のある名前だと思つてます。それをほかのものと同じ部制にしたのでは、企画の根拠地としての味わいが非常に薄くなる。特にそれが地建でございますからより一そうそういう感じを深めておるのでございますが、人間をふやさない、ただ単にポストの名称を変えていく、こういうもので事務処理を進めていくのに何の効果があるか。むしろ企画室をそのまま残しておいたほうが味わいがあるから、また従来皆さんに親しまれておるのであるから、そのままのほうがより効果的な仕事ができるという印象を受ける。どうも私その点に納得のいかない節があるわけですね。

それから大体この企画、かつて建設省は建設局という局を御計画になつて法案を出しになつた



ことがあるのです。私は建設局の意義のなき、計画局がありまた各局があるのでございますから、そこで十分目的を果たす意味でこの必要性のなさを提案したところが、これが流れて、とうとう建設局が受田発言によってつぶれたことがある。しかしそのときに私ふと思ったのですが、企画性というものは非常に大事なものであって、ある程度政治的な政策的な深みのあるものがほしいと別のほうで思っておりました。そういう意味から、地建というならば、この企画室はそうした政策的な基本的な頭脳の部署でなければならぬのです。それを部にしたら、それが効果があるということよりも、部とは違つて企画室、参謀本部だ、こういう味わいを持たせるほうがむしろ効果が大きいんじゃないかと痛感するわけです。事業開発計画というようなものを、ただ単に事務的な処理でなくして、実施官庁としてだけでなく、政策官庁としての權威を持たしめる必要があると思つておりますが、これ、どうお考えですか。

○志村政府委員 私どももいたしまして、建設省自体がこういった地域計画あるいは広域的な土木計画等につきまして、先生の御指摘のように、さらに意を用いねばならぬということについては、御指摘のとおりだと存じております。ただ、先ほど来申し上げておりますように、室という名称もなかなかいい名称でございます。が同時に、室によりましては非常に仕事が多岐にわたりますので、ある程度責任者を何人か置かまして事務を処理させないと、非常に事務の処理上適切でない。先ほど来申し上げておりますように、企画関係につきましては企画課、そして技術管理面については技術管理課というふうな二部門に一応分けまして、それを統合して企画部にするということによりまして、仕事の適正な執行がはかれるのじゃないか、かように私も考えて御提案を申し上げたような次第でございます。地方庁におきましても、企画室というものもございまして、最近では企画部というのも相当数多くできておるように承知いたしております。

○受田委員 名称にこだわるという意味でなくして、企画室というものは魅力のある名称です。地方にも、企画室長というのをそれぞれ企画部長にせいやいかぬというふうな、そんなとらわれる気持ちじゃなく、十分企画室長の權威を發露しておる。それから大体国土計画、地方計画に関する調査をやるといふこと、土木工事に関する技術と管理の改善をやるといふことについて、私問題があると思つております。後者のほうで申し上げますならば、建設省が登録制を認めておる建設業者、建設業者、これの中に賃金の不払いをやつてみたり、不正工事をやつてみたり、また非常に技術が未熟で失敗を繰り返したり、非常に古い体質で近代の土木工事をやつていくという傾向があるわけですから、この登録制というふうなものをもっと厳重にして、いま大臣登録と知事登録という、総数は十数万登録業者があると思つておりますが、これはただ届けをするだけのものではなくして、少なくとも何かの許可制にして、その資格規程をうんと高めて、近代的な業者として失敗を繰り返さないように、古い体質に、近代的な血潮をそこへ流し込んで、新しい時代に即応する業者たらしめるような用意が一向進んでおらぬ。古いタイプの業者を既得権者として用いて、至るところで失敗しておる。急傾斜地にはんにこそく基礎工事をやつた上に建築をして、それが流れ出て犠牲を多く受けている国民がたくさんあるというこの現状などを見たときに、私、かつて河野さんが建設大臣に就任されたときに、この建設業者の体質改善にきびしい要求をしたのでございますが、実力者大臣ですら、なかなかようその前進をはかり得なかった。官房長として、これに対しての御意見を承りたいのです。これはいづれ政治的な発言を要求することですが、事務当局として……

○志村政府委員 建設業者の体質がたいへん古く、その後指摘でございますが、確かにさういふ面があるわけでございます。現行法におきまして、それに対応するいろいろな対策を立ててお

ます。先ほど申し上げましたように、賃金不払い等がございますと、業者の資格において、資格の格づけをする場合に、下のランクに下げる、あるいは仕事をやつた実績が悪かった場合に、一々点数をつけまして、その資格を下げていく、あるいは非常によくやればプラスをつけまして上げていくというふうな操作もいろいろやっております。基本的には建設業者はいいかあるべきかということにつきましては、建設省の付属機関といたしまして中央建設業審議会というのがございます。そこで過去数年にわたつて、各方面の方々と御議論を戦わしていただきまして、登録制を許可制に切りかえたらどうかという御答申が昨年の一月かと思つては、ほんとうに仕事のできる、能力のある方を擁した業者を認めていくどんなに大きな業者でも小さな業者でも、ただ一人資格者があれば単にそれを登録して済ませるといふのではなくて、小さい業者は小さい業者なりに、あるいは大きい業者は大きい業者なりに、自分でちゃんと仕事をやつていけるという方々を建設業者にしていくという方向で、許可制の検討をいたしております。これらについては、今国会に上程申し上げまして御審議をわづらわしていただきたいと存じている次第でございます。

○受田委員 これがいままでおつてもなまぬるい行き方であるところに、何か建設省がかつての内務省時代のお役所の印象を濃厚にしていることはいなめないと思つております。

私は、昭和二十七年五月に初めてアメリカ各地を視察して、自來水三回海外旅行をやつておるわけですが、独立国家になって初めて海外へ行つたときのその海外の道路計画及び河川計画等のあまりにも目を見張るばかりのりっぱなものを見て、敗戦の痛苦の中でわが国の将来は一体どうなるのかという印象を確かに受けて戻つてきた。ところが、わが国はたいへんものまねをするところがうまい国家でありまして、外国の道路、外国の河川改修、そういう技術を学び取ると同時に、なかなか要

領のよい計画を実行に移しておられる。けれども、一つ大きな欠陥が出ておる。この東京の町に例をとつてみて高層建築物が相次いで、空から見ると、近代的な墓場のような感じがして、高層建築がくしの歯のように並んでおる。そして立体交差の道路も中心は非常によくできておる。ところが、一たび裏町に行つてみると、貧民窟の姿そのままの住宅がマッチ箱のように並んでおる。この貧富の差のあまりの激しさ。諸外国では道路、河川というものがよくできておると同時に、住宅にしても末端にまで行き届いた住宅ができておりました。この貧富の差を非常に圧縮しておる。上つただけを見ると、ものまねのうまいわが国として、なかなか要領のよいかつこうで建設計画が進められておるが、一皮むくと、庶民の生活の中にあまりにも哀れなものがある。戦後二十四年たつた今日、ヨーロッパの先進諸国ではセカンドハウス、第二の家、いわば別荘に類する建物をどうするかというのが国会で討議されているが、わが国でセカンドハウスを持つ人間は高級官僚の方々が大会社の社長、重役――まあ高級官僚はそこまではないかぬ方が多いと思つて、政治家、いわゆるボス政治家と称する政治家、あえて大政治家とは言いません、ボスの存在の政治家が別荘を一つではなく、二つも三つも持つておる不届きな者がおる。(けしからぬ)と呼ぶ者あり)けしからぬ。こういうありさまで、庶民の家は戦前の水準にまで達していないというこの近代的国家の住宅事情というものは、まことにあわれである。過去十年の例をながめてみると、賃金は二倍よりふえないのにかかわらず、家賃というものはその何倍かの高い水準に上がつておる。地価は十年間に都市において十倍ないし十三倍に上がつておる。新しい家をつくる対策も、六百七十万戸という目標を昭和四十一年から五カ年計画を一応立てて、それを着実に進めておるようなことをおっしゃつておるけれども、これは民間に依存する数が約六割、政府は四割しか考へておらぬ。しかも、今度政府自身が昭和四十四年から非常に不届きなことをやつて

いる。公営住宅の住宅用地の経費の補助打ち切り制度というものをやっておる。こういうことでは、民間住宅を奨励するといったってこれは容易にできませんよ。公営の賃貸住宅をどんどんふやすという政策をとって、低家賃で住宅が利用できるような方策などを一体どう考えておるのか。豊一豊敷の比率にさえもならぬような、四畳半に五人も六人も住んで家庭悲劇が起こっておるこの現実をどう見ておられるか。ばかげた大別荘をつくる一部の特権階級をそのまま放置して、生きるための最低限の道さえもどめておるといふようなこの行き方が、まことに私は建設省としては政治の貧困を實踐しておるとしか言えないと思つておる。シビルミニマムという考え方も建設省でおありのようです。いわゆる国民的背景、最低限の生活を守ろうとする考えがあるということをお聞きして見ました。このシビルミニマムという考え方の中に、その線までいかない人が一体どのくらいあるかという数字がちゃんとあげてあるのか。中央の官庁ばかりにつけて、個人の住宅が一人一畳にも足りないところで親子の悲劇が起こり、そのためにまた風俗的な弊害が起こってきておる気の毒な人々を残したままで、官庁管轄にだけ力を入れておるといふ政策は一体どうなのか。これは大臣に聞きたいところでございませうが、事務的な処理として、一応大臣不在、政務次官不在というこの異常な状態の中で、あえて事務当局の見解をただそうとするとこの雅量の大きさを十分くんで、ひとつ官房長より御答弁願いたい。

○志村政府委員 御指摘がござりますように、住宅問題というのはいわれわれ庶民にとりまして最も強い要望を持っておる問題でございまして、われわれといたしましては、住宅問題につきましては今後さらに力をいたしたい、かように考えております。本年度におきましては、住宅対策の一般予算関係では、大休事業費といたしまして二六％の増になっておりまして、われわれの全体の予算の増が一六％に比べますと相当の伸びを示しておりますが、しかし、今後はさらに住宅問題につきまして力をいたしたいと思っております。官庁管轄工事につきましては、それぞれに要請のあるところをございしますが、これは先生の御指摘のように、昨年四十三年度比しまして本年四十四年度は七％増ということで、私どもの所管いたしております管轄工事については、何と申しますか、遠慮を申し上げているという状況でございします。しかしながら、住宅建設につきましては、先生御指摘のように、これから量の問題、さらには質の問題、さらには職住近接の問題といったようなたくさん課題があるわけでございしますが、特に量の問題と並べまして質の問題につきましても、今後われわれといたしまして十分意をいたさねばならぬ、かように考えておる次第でございします。

○受田委員 官房長せつかくの御答弁でございしますが、私これまで二回ほど西欧の国の事例を発言したことがあります。西ドイツは官庁管轄というところについては一番あと回ししておる。庶民の住宅が完成した後に官庁管轄に移っていく。だから最近においてもまだ焼ケビルで事務をとっておる役所があることを先般も私ある雑誌で読みました。これは感心なことですが、執務するところは粗末でもよい。しかし、個人の住む家だけは、衣食住足りて礼節を知るといふ意味から、個人の住宅の確保に全力を尽くして、住宅問題というのはヨーロッパでは完全に解消しておる。公務員住宅も同様です。同時にセカンドハウスが国会で論議されておる。ここまで前進しておる。ところがわが国は、これは残念なことではございませうけれども、中央のみならず地方においても官庁にばかり力を入れて、庶民住宅というものはあと回しにするという思まわしい弊風がある。この基本的な路線は間違っておるかどうか。これは歴代の大臣から官房長はどういう指示を受けておられるかでございますが、まず庶民の家をりっぱになし遂げるという方針が省議としてきまっておるのかどうか。

もう一つは、四十五年で終了いたします第一次の設計画を——毎年私質問することで、大体順調にいつておることを御答弁になっております。昭和四十六年から先の昭和六十年までの二千七百万戸の計画というものはまだつまびらかに伺っておらぬ。特に量よりも質の問題はどうか。家さえできればというマッチ箱をつくるのではなくて、自身の充実した文化生活を裏づけにした住宅建設というものが次の十五箇年に計画をされておると思つておるが、そういう長期展望に立つ住宅政策をお伺いしたい。

○志村政府委員 ただいま庶民住宅、住宅政策一般に關しての歴代大臣の御意向をどのように聞いておるかという御質問でございしますが、私お仕えしました大臣いづれも住宅対策については、やはり国民に愛情を持った、国民に対する対策の中で最も重要なもの一つであるということ、住宅対策については歴代大臣ともたいへんなお力を入れておるようには私どもは受け取っております。私どももそれに対応いたしまして、住宅の確保をいかにするか、これは私ども自身の望みでもあるわけでございますので、住宅対策については、従来も御力ながら力をいたしたわけでございますが、今後さらに力を尽くしてまいりたい、かように考えておる次第でございします。

第二点の四十五年で終了いたします第一次の五カ年計画でございしますが、これにつきましても、先生御指摘のように、曲がりなりにも私ども六百七十万戸の完成は可能ではないか、かように考えておりますが、それはさておきまして、その次の第二次の計画でございしますが、これにつきましても、御指摘のように、長期展望に申しますと、大体昭和四十年から六十年までの二十年間につきまして、われわれの長期展望にいたしましては二千七百万戸程度、あるいはこれはもう少しふえることになるかもしませんが、一応そういう数字を想定しておりますが、私どもただいまのところは、小家族では九畳、普通の家族では十二畳というような部屋の住宅の最低基準を考えておる

ますが、その時点におきましては、一人一個室というようなこと、それから同時に共同室も確保したい。そうなりますと、大体平均八十五平米程度の大きな住宅になって、安定した生活が続けられるのではないかとことを目標にいたしております。かような長期計画に即応いたしまして、第二次五カ年計画につきましては、量ももちろん大事でございしますが、質の拡充ということについてもさらに意をいたし、また同時に、先生御指摘のように、低所得階級に対する低家賃住宅の確保というところ、並びに最近の職場と住宅が非常に離れているという不都合を起しておるといふことにかんがみまず職住近接の立場というものを十分考え合わせ、同時に最近におきます民間住宅の建設状況等も考え合わせまして、民間金融等について各般の手を打っていくことを骨子にいたしまして、これからの第二次計画を考えてまいりたい。これらにつきましては、住宅地審議会というのがございしますから、それらに相はかりまして、ただいま審議を進めていただいております現状でございします。

○受田委員 私、政務次官が来られたからちょっとお尋ねしたいのですが、私がいま官房長にお尋ねしておることは、日本の国は住宅がはなはだ不足して、しかも住宅を利用する人々の住宅部分の費用がばかに高まって、賃金は上昇率が非常に少ないというので、生活が非常に困難になっておる。こういう状態の中で、いたずらに官庁をどんどんりっぱにつくり上げたり、みえばかり張る。見えるところの立体交差路をどんどんつくってみたりしている。こういうようなことをあと回しにして、みえをやめて、中身を充実するという政策転換が必要ではないか、こういう指摘をしたわけです。政務次官もおとしの秋にヨーロッパの旅をされたわけで、ヨーロッパの住宅事情をあなたも見られたのだが、貧民窟のようなところは先進諸国家ではほとんどない。後進性の国は別です。ところが、わが国は一度むけば、大学、高校を出て、五年、六年たつて三万円ぐらゐの月給



をもらっても、一間貸りるのに家賃が一万円も要する。それも五カ月分ぐらいのいろいろな種類の経費が要するというのを考えたなら、もう半分近いものを住宅費に払わねばならぬような悲惨な状況になつておる人がたくさんあるわけですね。これをどう改善するかということが建設省のたいへん大きな任務だと思つておる。それなのに、いわゆるボス政治家とか、あるいは大財閥の社長、重役などは別荘を幾つも持つてわが世の春をうたつておるといふ、この生きながらの天国と地獄のような様相を何とか解消できないのか、こういうことをいま私は要望したわけですね。まず経緯を一応申し上げておきます。

その次に道路計画でございませうけれども、道路にいたしましては、人道をつくるほうはほとんどおろそかにしておる。もう自動車のための道路のようになつておる。ガードレールの外に人道があるというところはありません。人間はどこを通つたらいいか。それから日本は自動車が多すぎ、マイカー族でなくて、自動車をもち得ない自転車族がたくさんおるのです。自動車を用人の自転車道を政務次官は見てこられた。北欧の国々では、まことに豊かな人道、自転車道、車道ときちつといて、そこでは交通事故などはほとんど起つていない。一万五千という死亡者と百万という人が、七十年の人生を見ると、三十人に一人は死ぬか、あるいは再起不能のようなけがをするかというような悲惨な交通戦争のわが国である。これは文明国家としてまことに私は残念だと思つておる。順次お答え願ひたい。都市計画の中で、近代的な都市としての長期展望に立つ計画を進めないで、場当たり的な計画を進めたがゆえに、東京都などはこそく手段をやつたがゆえに、根本的な長期計画というものなしにやつたために、ほんとうに当面を糊塗するやうな関係でこの道路計画を進められておる。ここに河川局長もおられるが、河川にいたしましては汚物がどんどん流れて不潔な川で、これはたまたまのものではない。もっときれいな川、きれいな道路、人間、自転車、自動車、どこかにゆ

れいな道路、人間、自転車、自動車、どこかにゆりのある、交通戦争を抹殺するような豊かな国づくりができないのか、これは建設省のたいへんな仕事だと思つておる。この点については、道路局長、河川局長を含めて、それぞれ日本の道路計画と河川計画と住宅計画、それに対して政務次官から、大臣のおいでまでに御答弁をそれぞれいただきたい。

○渡辺政務委員 たいへん受田先生からのまことに卓見でございませうが、私も全く同じような気持ちを持つておるわけでございます。ただ、それぞれの国の特徴もございませうが、大体わが国は従来木造が多いわけでございます。そういう意味におきましては、せつかくの家というものが長きにわたつて活用できない。こういう家も順次建てかえてまいらねばならぬ。あるいはまた土地が狭小であつて、非常に人口密度が高い。最近の経済の成長が非常に激しい。いろいろな状況がございませうが、いづれにいたしまして、わが国の住宅政策というものがさらに十全を期さねばならぬということ論をまたないところだと私は思つておる。ございませう、人間尊重の立場に立つて先生がお話しになりますことには、私も全く同感でございます。

これに對しまして、政府といたしましては、住宅五年計画をやつてまいりまして、あと一年を残すところでありませうが、大体六百七十万戸の計画は達成できるやうな状況になつておる。われわれもこれを完全に遂行するために最後の努力をせねばならぬと思つておる。そういう意味におきまして、昭和四十四年度の住宅関係予算等もお願いをしておるわけでございます。したがって、官庁管轄等につきましましては昭和四十四年度予算はすでに御承知いたしておると思つておる。他の予算と比べましてほとんど伸びておらない状況でございます。できる限りそういうものは抑制をしながら、私も住宅政策等に重点的に予算を振り向けたいと思つておる。おるところでございます。

なお、いまお話のございました道路等につきましても、非常に交通量がふえておる。それに伴いまする犠牲者がたくさん出ておることはまことに遺憾なことでありませうが、そのために交通安全に對しましては緊急三年計画をやつてまいりましたけれども、今回また新しく三年にわたつておるその万全を期するために法案等もお願いを申し上げておる。おるところでございます。

なお、歩道あるいは自転車道につきましても、先生御承知のように、今国会におきます交通安全対策の内容において、あるいはまた自転車道につきましましては新しく別途の法案によりましておるとお進めをいたしておる。ございませう。御趣旨のように歩く人間が軽視をされておるといふような現状に對しましては、われわれも十分考へてまいらねばならぬと思つておるところでございます。

なお、都市の環境が悪化してまいりまして、われわれの生活環境というものが外国等に比べましてもあまり健康的ではないやうな問題につきましましては、私も都市計画法をお願いいたしまして、ことしの六月からその施行に入るわけでございます。それに伴ひまして市街地整備地域あるいはまた都市調整地域というやうな区分をいたしまして、いわゆるスプロール化を防ぎながら市街地整備というものを秩序立て、しかも能率化していくというのをお願いいたしておるわけでございます。さらに今国会におきましては都市再開発法をお願いいたしまして、さらにこれらの肉づけをいたしていき、こういうことを思つておる。ございませう。なおそれに関連をいたしまして建築基準法の改正、これらにつきましてもいろいろと御審議を賜わらうというところでございませう。準備を進めておる。ございませう。あつた方面から先生の御趣旨のやうな方向に進んでおるところでございます。

河川につきましても、終戦直後の大きな河川が災害を起しましてたくさん人命、財産を失いました。当時から考えますと、御協力のおかげをましまして河川の災害対策というものも相当進んでまいりまして、最近におきましては、都市河川、中小河川、こういうものに順次きこまかい手を及ぼしながら、こういう河川の災害というやうなものに對しましては相当な成果をあげつある現状であると思つておる。さらにこれらの問題を推進いたしまして、災害等は防止をする。同時に、汚濁対策、水質保全というやうなものにつきましても、今後そういう公害対策の問題につきましても、きこまかく手を伸ばしてまいりたい。ことを考へておる次第でございます。いろいろ具体的な問題につきましましては、御質問に應じては局長から御説明をすると思つておる。先生の御趣旨のやうなもので建設省といたしましては、御理解をいただきたと思つておる。ございませう。

○受田委員 いま建設委員会のほうへ出してあるところの都市再開発法案、それからいま指摘せられた交通安全対策の緊急措置法、こういうやうなものを見ても、これはあちらの委員会でもやる性質のもので、これはどうもなまぬるい感じがする。いまから質問しようとする地価公示法案というやうなものを見ても、そうなんです。一応みな質問してもらいませう。ちよつと地価に触れますが、山手線あたりへ鉄道の建設計画を進めると、一キロについて七十億に近い金がかかる。その七十億のうちで七三％は用地費だといわれる。それだけばかばかた地価である。諸外国を見ても、土地がこんな高いところはない。坪当たり十萬から二十萬だといふやうな値段という異常な事態は日本だけで、ヨーロッパの国々は大体その十分の一程度で、地価は安定しておる。なぜそんなことをやつたか。これは自民党長期政府のいわゆる野方図の土地政策がそうさしたのであつて、たとえば都市の周辺で農地を持つておる人は、五反か一町歩持つておつた農民の皆さんにしても、一億とか二億とかいふ土地売却費

でりっぱな家を建て、マイカー族になり、そして逆にそういうところから、一時に富を得たので、腐敗堕落して転落する人間もおるといふような悲劇も一方には起こって、とんでもない事態が起こっている。サラリーマンが一生かせいだって持ち家を持つことのできないような状態の中で、土地政策のなごのため、こういう不合理な現象を起していることについては、渡辺政務次官がお考えであるか、御答弁願いたい。

○渡辺政務委員 だいたい受田先生のお話になりました。非常に地価が高騰してきておりまして、それが公共事業の推進に對しても相当地な、いわゆる土地買収代金というものが大きなパーセント、七十教%占める地域もあるというようなお話でございます。政府の土地対策は一体どうなっているのかという御意見だと思います。私も最近地価が高騰してきておりますことは非常に遺憾であると思っておりますが、何にいたしまして、御承知のように急激な経済成長、そういうものがまたいわゆる世帯の細分化というふうなものも呼んでおられますし、あるいはまたそういう経済成長に伴いまして、住まいの需要というものが増大をいたしておるわけでありまして、非常に狭い土地に密着の多い人間が居住しております。いろいろ宿命的な状況等もございまして、私もといたしましては、お話しのような地価が高騰しておる事実は認めざるを得ないと思っております。

そういう意味におきましていろいろ施策を進めてまいりましたのでございます。特に昨年の十一月二十六日でございますが、地価対策閣僚協議会が開かれました。その御決定をいたさしました方針等に伴いまして、具体的にきめられた地価対策というものをいま進めておる段階でございます。こまかいことは関係局長から申し上げますが、まず第一番に土地の有効なる利用を促進するということ意味におきまして、これは重複をいたしますから避けずけれども、都市計画法等を六月から施行しようとしておるわけでございます。それ

から第二番目には、国並びに公有地を大いに活用したい。特に建設省は都内におきまして関東地帯の利用しております土地も、今回これをみずから進んで開放いたしました。これをひとつ住宅対策に資したいというのを考えておるわけでございます。なおまた、税制のみによって土地対策を進めることについてはもちろん問題があるのでございますが、そういうような積極的な諸般の政策を進めると並行いたしました。やはり思惑によりまする土地買収というふうなものにつきましまして、これは税制の面からも抑制してまいらねばならぬ。それから今度の地価公示法によりまして土地の公示制度を確立をいたしたいということ、ただいまお願いをしておるところでございます。

なお最後に、土地の需給を緩和いたしますために、私もといたしましていろいろの施策を推進しておるわけでありまして、何にいたしまして非常にむずかしい、また重要な緊急な政策でございますので、私もといたしましてはきめこまかくこれらのものを進めてまいりたいと考えておるわけでございます。今後とも何かとひとつまた高い視野から御指導をいたしたいと思っております。

○受田委員 大臣、政務次官からなかなか熱心な答弁があったわけですが、私はあなたに一つお尋ねしなければならぬことがあるのです。自民党長期政権の結論として、富める者はいよいよ富み、貧しき者は取り残されておるといふ現象が起こっております。自民党の大ボス政治家は別荘を幾つも持つほど豊かな暮らしをしておる。別荘が幾つあるか。あなたのお友だちの大臣等の中で別荘を持つている数がどれだけあるか、御承知ならば、一番多いのはだれで、どのくらいあるかを御答弁願いたい。そして一方では、四畳半のところにも五人も六人も住んで、一家の悲劇を起すような悲惨な人が末端にはうようよしておるのです。スラム街、広島川の原爆犠牲者の町並みを見てもさうです。これは文明国家として非常に恥づかしい。やはり人間尊重の政治が欠けておるのじやないか。

一部の人には富み栄えて豊かな暮らしをして、別荘を幾つも持ち、一部の人には住まう家もない。月給の割合にして住宅費がばか高くかかっておる。この現象を改めるためにはどうしたらいいのかということについて御所見を承りたいのであります。

○坪川国務大臣 憲法に明記してありますこと、われわれ日本国民は健康にして文化的な明るい生活を営む権利を有すると明記されているのは、受田委員御承知のとおりであり、また政治の要諦はその目標に向かって政治を遂行するのが当然の政治の姿勢であり、つとめたと私は考えております。したがって、これらに対する諸施策につきましては、やはり時代感覚を持った社会正義感に立脚した政治でなければならぬと、こう考えておる次第であります。したがって、いま御指摘になりましたわれわれ国民が、血を分けた民族がそれぞれの立場において、それぞれ分野において、それぞれの生活圏においてしあわせな方向に一つ一つ積み重ねていくことが政治の姿だ、私はこう思います。われわれ自民党政府におきましてもそうした立場に立って政治を行なっておりますということ、私は御理解いただけるのじやないかと思っておりますが、いまわれわれといたしましては、そうした立場で均衡のある国土開発の建設と、均衡のある、格差のない国民生活を営み得る生活環境をつくり上げていくということ、を建設行政の目標として私は鋭意努力いたしております。

○受田委員 御答弁のごとく鋭意努力されているにもかかわらず現状は、あまりにも上下の格差があり過ぎて、住宅事情に一つ例をとっても、余分の第二、第三、第四の別荘を持つような人もおると同時に、その日の暮らしたにも命を縮めるような困惑な住宅事情の人がおる。したがって、住宅建設計画についても、お役所をつくることをやめる。あるいは別荘を幾つも一人でたくさん持つというふうな行き方については、道義的抑制を加えて、そして庶民をいたわっていくというふうな形

に自民党の政治の方向を向けていただくならば、これは私は頭を下げた最敬礼をさせてもらいます。そういう方向へどういふふうな考えを持っておられるかをいま私は伺っております。ヨーロッパの先進諸国家では、これだけ貧富の差をつくっている国家はありません。何回もあなたも御旅行されて思われるでしょうが、貧民窟のようなものとか、いわゆる後進性の国は別です。これは悲惨なのがたくさんあるが、いわゆる先進国家と称せられる国々は、住宅事情は一応満ち足りた形です。わが国はその点に非常に大きな差ができた。これをどう改めるか。

○坪川国務大臣 先ほど申しましたように、私といたしましては、いわゆる庶民の立場に立って絶えず行政を行なわなければならない、こういうふうな気持ちを持って、住宅政策に對して、かなり社会資本の立ちおくれのこの四、五年の動向を見ますときに、この不幸を私はせめても取り戻してまいりたい、こういうふうな希望と情熱をもちまして、四十四年度の予算編成に際しましてそれぞれ努力をいたしたような住宅政策でございます。御指摘になりましたような住宅政策に對するヨーロッパ先進国等の住宅の現状と日本の現状を見るときに、その差の激しいことも私は決して否定するものではございません。われわれの国家経済の許す範囲内においてその是正に最大の努力をいたすのがわれわれ政府に課せられた重大な責任である、こういうふうな気持ちを持って、いま最善の努力をいたしておるような次第でありまして、目標に對しては、受田議員と全く私は理想とまた気持ちの上においては一致いたしておると御理解もいただけるんじゃないか、こう考えております。

○受田委員 土地は非常に公共性と社会性を持つていてるものです。個人の財産権というだけで考えるわけにはいかない。公共の福祉のためには、憲法二十九条でも、その個人の財産権に制約を加えることができる。ところが都市周辺の農地を持っておる人たちは、いわゆる不勞所得だ。何億という

から第二番目には、国並びに公有地を大いに活用したい。特に建設省は都内におきまして関東地帯の利用しております土地も、今回これをみずから進んで開放いたしました。これをひとつ住宅対策に資したいというのを考えておるわけでございます。なおまた、税制のみによって土地対策を進めることについてはもちろん問題があるのでございますが、そういうような積極的な諸般の政策を進めると並行いたしました。やはり思惑によりまする土地買収というふうなものにつきましまして、これは税制の面からも抑制してまいらねばならぬ。それから今度の地価公示法によりまして土地の公示制度を確立をいたしたいということ、ただいまお願いをしておるところでございます。

土地売却費を個人がせしめるような政治をやつておる。税制の上においても事実やつておる。だからそういふとんでもない取得を得る人がある。不勞所得です。その部分——いわゆるある基準以上の部分については、それは公共性及び社会性の立場からこれを国家が吸い上げて、そして住宅事情の困る人にそれを渡していく。地方なら地方の公共団体に、そういう余分の取得があつた分をそれに振り向けていくというふうなことがこころにして、公共性、社会性を持った土地を、できるだけ多くの国民が幸福を享受できるようにこれを善用させてもらうような形の政治が要ると思つておる。都市周辺の何億という不勞所得をそのまま放置して、一部税制においてある程度の措置がしてあるけれども、大半はもう不勞所得だ。それを放置して土地の値段を上げ、一般サラリーマンなどは持ち家主義なんというものは夢にも考えられないような状態に置いている。三十年営々と勤務する勤労者が、ついに最後まで家を持ち得ないでこの世を去っていくという運命にあるのが日本の政治です。ところが都市周辺の者は、何億という富をたくわえて、まことにわがままなぜいたくさんまの暮らしをするという、この土地の公共性、社会性を無視した政治に対して御見解をお示し願ひたい。

今度、地価公示法の中に土地鑑定委員会というものがあるようにございますが、そういうところできめた値段を、たとえば公共用地にこれを吸収する場合に、土地取用法でこれを吸収するような者を押さつておるか、あるいは地価公示法で定められた金額でびしっと統制をとって売買をさせるといふようなきびしいものであるか、ただ単に基準を設けただけで制約のないようなものであれば、これは全く縁にかいたももの結論に達すると思ひます。あわせて御答弁願ひます。

○坪川国務大臣 地価公示制度の問題については、受田議員所屬の党であります民社党も、この問題については非常な熱意を燃やされながら地価公示制度の決議案を四党共同決議においてされた

ことは、受田議員御承知いただいておりますのであります。したがって、われわれは党派をこえまして、現実の地価高騰に対する抜本的な対策を講じたい、こういうような考えをもつてこの決議をせんたくいたしましたして、各党の御了解と御支援もいただきまして、地価公示法をいま提案していただいております。御承知のとおり、この案は御承知のとおり、地価高騰に對する方策、即効薬というほど、私はこれによつてすべてが解決するといふようなことは考えておりません。これらの制度を一つ一つつくり上げ、策定いたしながら総合的な地価対策をさらに確立に立ててまいりたい。それには税制の面からも考えなければなりません。

御承知のとおり、今度いよいよ個人の長期の所得に対する分離課税あるいは短期に対する分離課税といふような財政措置を抜本的にいたしたことも御理解いただけるのじゃないか、こういうふうな気持ちも持っております。また御承知のとおり、技術上においても多くの問題点が伏在はいたしておりますけれども、私たちは土地の空閑地税と申しますか、あるいは未利用税と申しますか、これらの点などもやはり前向きでいま私は何とか考慮いたしながら、ひとつ実現の方向に持っていくたいといふことで検討も加えていこうなわけでございまして、これらはひとつ総合的に打ち立ててまいりたい。たとえば、やはり各党が御要望になつておるところの国有地の活用といふような問題もございまして、それとともに、いま御指摘になりました都市周辺地における現象を見ますと、ときに、われわれといたしましては都市再開発法の制定をお願いいたしていま御審議を願つておる最中であり、六月から実施予定でございます都市計画法の適切な運用といふようなこと等、あらゆる面を含めまして私は都市建設、住宅建設と並行して解決しなければならぬ土地、宅地地価対策に對しましては、真剣に今後も努力いたす決意であります。

○受田委員 大臣、あなたも教育界の御出身で

て、道義的な国民への奉仕という精神は十分御体得しておられると思ひます。私がさつき指摘しました大政治家——大政治家といふよりはボス政治家と言ひたいのですが、ボス政治家とかあるいは財閥の巨頭といふ者は、自分の家をりっぱにするだけでなくしてたくさんの別荘を持たれる。こういう風潮に對しては道義的な意味からどう考えられるのか。国民の中には住宅難にあえいでいる者がたくさんある。世界の文明国の中でも、異常な、一番悲惨な住宅事情の國家で、一部の人が別荘を幾つも持ち、ぜいたくさんまのわがままをするといふのは、国民の指導者としてはたいへんな間違ひであると思つておる。陣頭に立つて国民とともに苦勞するといふ、先憂後樂の思想を十分植えていくといふ心がけが必要だと思つておる。道義的な責任を大臣、どうお考えになるか。これはきわめて大事な、閣内において反響を呼び起こすような発言になりますか、どうぞ……。

○坪川国務大臣 私といたしましては、ボスといふか、御指摘になりました大政治家といふか、これらの方々がどのような別荘をお持ちになつておられるか、あるいはいま建てつつあるかといふようなことについては、私は何ら興味はございませぬ。それよりも、自分自身の政治姿勢を正していく政治家、政党になるというところに最大の努力をいたすということが私の政治姿勢でありまして、私といたしましては、ここで申し上げたいは、失礼な個人的な点にわたるかもしれないが、私の福井のうちは借家でございます。東京のうちは東京の住宅金融公庫から借りて、いまお四千二百円ずつ払つておる。私は、お互い政治家が倫理感を持つて進むということが一番大事なことであると思ひます。

○鈴切委員 たいへんごりっぱである。あなたは、さすがにそういう道義の世界に生きてこられただけに、率先垂範しておられる。あなたのような関係ばかりであるならば、日本の政治はとてつに切り変わつておるはずだ。現状はまことにきびしい。天國と地獄の住宅事情である。あなたはそ

れを閣内においても、人にこういうことは押しつけてもいいと思つて、閣内で、お互いは別荘を幾つもつくるようなことは遠慮して、庶民の家をつくらうじやないか。あなたによつて閣内がチェンジできると思ひます。政治家がチェンジし、あなた一人が閣内で主張されることによつて、そういういい空気ができる。こういうことで頭の下がるあなたのような方々がすべての關係であり、またわれわれを含めたすべての政治家である、こういう時代をつくらう日本の政治を変えようではありませんか。非常に意氣投合、まことに頼もしい。

最後に一言、高層ビル、これはすでに三十六階、近く四十二階ができるようである。三百三十二メートルの東京タワーもある。地震はいつ起こるかわからないという情勢、氣象庁の地震課長の木村さんは、最近の発言で、マグニチュード七という規模の地震が一年以内に日本列島のどこかに起こる確率が六八％あると言つておる。関東地震、安政の地震、そういうものから見ると周期的な予測もできる。われわれのこの地下には地震のエネルギーが非常にたくわえられておるといふこと、この東京に關東大地震のような地震が起つたならばどうなるか。損害保険協会の説明を聞く、住宅と家財だけでも三兆円、国家予算の半分の損害があると指摘しておられる。ドライバーの道路対策において地震はどういうふうにかえられておられるのか、高層建築はどういうふうにかえられておられるのか、最後にこれをお尋ねして質問を終わります。

○坪川国務大臣 大事な非常に重大な問題でもあり、また技術上の大事な問題でもございまして、政府委員をして答弁させます。

○沢田説明委員 建築物の面からまずお答えをいたします。

最近高層建築物ができておりますが、それ以前に三十一メートル程度の建築物はすでに長年都市を埋めて建てられております。こういうものにつきましては、わが國は關東大地震の教訓によりま

して、耐震構造としては非常に完全な構造計算、構造設計上の基準ができております。これのもとであります建築基準法におきましては、一応安全であるという規定でございますが、これを受けまして建築学会等でこれだけの耐力がなければいけないという規程が実にかちりきまつておりました。これは世界各國から日本に学びに来るという程度のものでございます。したがって、既往の耐震構造建築物、大規模建築物につきましては、これはマグニチュード七、八が来ましては、いじょうぶでございます。さような基準が指定されて、それに従って建築がされております。

ただ御指摘のように、最近超高層の問題が出てきております。これにつきましては、既往の計算方法でなかなか解析ができません。それでこれは一つ一つについてコンピュータを使っています。これは一件一件高層につきましては、建設大臣の承認というところでやっております。かような意味で学会あるいは建築研究所、そういうところの嚴重な目を通してきておられますので、これも想定される地震に対しては安全であるというふうな措置がとられております。建築物の面からお答え申しますと、さようなことでございます。

○藤田委員長 鈴木康雄君。

〔委員長退席、伊能委員長代理着席〕

○鈴木委員 建設省設置法改正で関東、中部、近畿、九州地方建設局の企画室を廃止して新たに企画室を置くことありますけれども、第一点として、一体何ゆえ企画室を企画部にする必要があるのか。関東、中部、近畿、九州地方建設局に限り企画室を企画部としたのはどうい理由であるか、その点について伺います。

○坪川國務大臣 御指摘になりました四地建に對しましての室を部に昇格をお願いしておりますことは、いわゆる八つの地建を持つておる建設省といはしまして、その地区に對する輕重あるいは評価をもつていたしたということではなくして、いわゆる現時点における東京首都圏を中心とするところの

るの関東地建の事業量その他規模、内容、また中部圏における名古屋の地建あるいは近畿圏における大阪の地建、並びに北九州を中心とする北九州地帯における九州地建の事業の内容、重要性、規模等にかんがみまして、これらの適切な事業の計画を推し進めたいという考えで、室を部に昇格をいまお願いいたしておるような次第でございます。したがって、今後の方針としては、われわれがいたしましては、均衡のある国土開発、建設という立場から、私は逐次これらの残りの四地建に對しても、昇格の制定をお願いするような準備をいたしておるような次第であります。

○鈴木委員 建設省は、生活圏中心都市構想なる考えを明らかにされておられますが、その構想の趣旨はいかなる理由によりますか、その点について伺います。

○坪川國務大臣 御承知のとおり都市への人口、産業の集中による地方の過疎化ということは、非常に不幸な現象だと思つておられます。そうしたことを考えますときに、われわれがいたしましては、先ほど申し上げました均衡のある国土の開発また格差のない国民生活の環境の整備というふうなことを考えるときに、地方の生活圏構想というものをぜひとも打ち立てまして、昭和四十四年度の時点におきましては各地建一地区ずつ、お互い調査を進めておりました。それを道路あるいはまたその他の点の一つのモデル生活圏の整備を行なつて、そして生活と生産の魅力ある場をつくつていくということが、地方生活圏の大きな構想であります。これを打ち立てながら、私は全国の過疎の激しい地帯を逐次そうした方向に持つていく、国土総合開発、国民生活の環境整備をいたしたい、こういうふうな構想であります。

○鈴木委員 この生活圏構想なるものは、一つは過疎対策に對するところの建設省の考え方でないかと思うのですが、そういう意味におきますと、基礎集落をつくるにはどのような考え方でおられるか。

○志村政府委員 地方生活圏につきましては、先ほど大臣から御説明申し上げましたように、過疎地域におきまして、現在住民生活自身が非常に阻害されておるような状況のところにつきまして、中心的な都市をまん中に置きまして、一体的に整備する必要がある地区を考えておるわけでありませんが、その中で、いろんな部落がございます。これらの部落をどう集約化していくかというふうな問題等もございしますが、それらの問題につきましては、実は自治省とか経済企画庁というところで、それらをかね合せておられておるわけで、かように存じおる次第でございます。

○鈴木委員 その基礎集落の構成する段階におきまして、基礎集落にならないような場所、それら、あなたのほうで言われておるところの再編成集落に對しては大きな問題があるのではないかと思つておられますが、その再編成集落というものは、決まらずして過疎の問題は解決できないんじゃないか、このように思つておるのか、この点についてどのような御構想があるのか。

○志村政府委員 ちょっと私正確に覚えておりませんが、部落の再編等につきましては、主として経済企画庁が中心になりましていろいろ調査を進める計画を四十四年度に持つておると承知いたしております。私どもも、先ほど申し上げましたように、関係の各省とそういう調査を並行しながら進めてまいりたい。この中における部落の再編という点の持つておる意味は非常に大きいと存じます。私どもも相まみまして、生活環境施設の整備あるいは道路網の整備というふうなことに等につきましてフィジカルなプランを進めてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○鈴木委員 官房長、あなたがっしゃるのはいさし勉強してないんじゃないかと思うのです。実はこれはお宅からいたされました「地方生活圏における圏域構想と道路整備構想」の一例なんですけれども、これには明細に、再編成集落というものが取られておる。それは自治省だけの問題でなくして、生活圏構想については少なくともあなたの方で主体としてやられておる問題じゃないか。それに対して、要するに再編成集落というものが取り残されてしまふ、あるいは基礎集落にならないというふうな問題については、非常に大きな問題があるわけですか。そのために生活圏構想というものがくずれてしまふようなことも考えられるのですが、その点について伺います。

○志村政府委員 確かに、私も先ほど申し上げましたように、この生活圏構想の中におきます部落の再編という問題は非常に大きな課題でございます。われわれもいたしまして、そういう調査も兼ねておきたいと思つておる。あつたままに経済企画庁なり自治省なり関係の各省も同様なそういう調査を別の角度からやっておりますので、そういう調査もあわせながら考えてまいりたい。それと同時に、道路網の整備とかあるいは生活環境の整備とかいふようなプランを進めてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○鈴木委員 要するに居住環境の非常に悪いような小集落については、基幹となる集落等、すなわち移転をすすめるあるいは誘導するということによつてそれを達成していきたいという生活圏構想の環境であります。しからば実際にはどのような具体的な方法をとつてこの集落というものを形成していくかということについて伺います。

存じます。それから具体の集まってくる場所の生活環境の整備ということが第二の問題。次いで住宅をいかにして建てていくかというふうなことが第三の問題というふうな、いろいろな問題に分かれるかと存じます。

道路につきましては、先ほど大臣からお話しいたしましたが、過疎地域における道路網の整備という一環におきまして、この生活圏の中におけるところの基幹的な道路の整備を今後考えてまいりたい。住宅につきましても、住宅金融公庫の融資なり何なりにつきましても、農村住宅の融資という項目等もございまして、調査の結果によりまして、そういうものも考えてまいりたい、かように考えております。

○**鈴切委員** たゞ過疎の場所においても現在なお生活をされているわけでありまして、長い間の慣習、因襲、そして先祖からの土地、こういうものに対しての離れがたい気持ちには住民は当然持っているわけでありまして、未開の土地に、ただ建設省が計画をされたということだけでその移転をされるということになると、住民は非常に困る問題等が出てまいるわけでありまして、そういう点等について具体的にどのようにお考えになつておられるか。

○**志村政府委員** この生活圏の調査は、先ほど来申し上げておりますように、まだ調査の段階でございまして、あるプランを考えてまいりたい。もちろん地元公共団体とも十分御連絡を保ちながら考えてまいりたい。そして強制的にどうこうするということについてはございませぬので、先ほど先生もおっしゃったように、考え方としては誘導方策を考えてまいりたい。そのためには、道路網の整備とかあるいは住宅に対する融資の活用とかいうふうなことが考えられるのではないかと存じている次第でございまして。

○**鈴切委員** これは建設省の計画局のほうではすでに二年ぐらい前からこういう問題については取り組んでいるわけでありまして、ですから、調査の段階からもう少し進んだお話が聞けるのではないかと存じます。

か、私はきょうはこのように思つて御質問申し上げているわけですが、一向に進まないということ、地方生活圏構想というものは案外これは画餅にひとしいというふうにも思つてくるわけでありまして。

そこで、いろいろ問題点等もあるわけでありまして、簡単に御質問いたします。幹線交通網の整備に要する推定費用は大体どれくらいかかる予定になっておられますか。

○**多治見説明員** 現在道路五カ年計画を実施中ですが、その最終的な目標といたしましておきます道路のビジョンと申しますか、考えておられます姿は、全国に七千六百キロの幹線道路網を整備しようということ、昭和六十年度を目標にしてやっておりますが、それに要する費用といたしましては、五カ年計画で、現在計画しております期間内に、九千七百億円でございまして。

○**鈴切委員** 建設省は、構想をあらわしておられます。地方生活圏構想すなわち、その生活条件の確保をはかるために、基礎集落、第一次中心部、第二次中心部、生活中心都市を構成するためには、大体推定どれくらいのお金を必要とするのか、その点についてお伺いします。

○**志村政府委員** ことし、調査の費用として、七カ所、五百六十万という予算を計上いたしておりますが、構想としては生活圏構想を兼ねていろいろ検討いたしておりますが、具体的に予算をつけまして、特定の地域を選びまして調査をするという形は、四十四年度から初めて行なうわけでございます。

○**鈴切委員** この地方生活圏構想というものは相当の費用がかかるわけですが、その費用が、建設省として大体幾らくらいの費用によってこれがどのような財源を必要とするかということ、あらかじめその見通しが立っていないければ、ただ単にばく然と雲をつかむようなことではこれはどういふことができる問題ではないのか、その点について調査の段階であるというふうなお話でありますけれども、すでにある一都市を中心としてのごま

かいデータ等も出ておるわけですから、そうした場合にはおけるところの地方都市生活圏構想というものにはたしてどれくらいかかるかということ、当然算出されなければならぬ問題ではないかと存じます。大きい都市にせよ、小さい都市にせよ、それを分類したときには、すでにこれだけの構想としての費用がかかるということがなされて初めていろいろ検討されるべき問題があるのではないかと存じます。この点についてはいかがでしょうか。

○**坪川國務大臣** 非常に大事な問題であります。これに關連いたしましたは、私もこの地方生活圏の構想を打ち出しまして以来、これらの御指摘になりまされた点もやはり十分準備いたさなければならぬ、こう考えておるのでございまして、大体私の構想として持っていきたいという一つの手順と申しますか、方法と申しますか、具体的な進み方についてはどう考えておるのでございまして。御承知のとおり第四次国土総合開発の試案が出てまいっております。とともに最終的なところの総合開発の結論もやがて出てまいらぬと思つておられます。その時点で立っていわゆる結論といふべきか、中間的に出てくるようなところの地方生活圏構想もおのずからあると思つておられるので、これらの構想はよく検討いたしながら、並行いたしまして、この最終的な国土総合開発の基本法を制定していきたい、こういうふうな考えでおりますので、その時点においての今後の国家的財政等の投入その他の経済的背景、予算背景等も私はその立場に立って検討してまいりたい、こういうふうな具体的な進み方である、私の所信を表明申し上げて御理解願いたいと思つておられます。

○**鈴切委員** それでは都市機能の強化、育成をはかるために、またあるいは農村地域について生活環境施設をどのような状態にやういふことか、お考えであるか、たとえて言うならば、基礎集落に対してはこういう状態、第一次中心部に対してはこういう状態、第二次中心部に対してはこういう状態、こういうものが備わらなければ要するに

生活圏構想にならないという点はもうすでに検討されていると思うのですが、その点についての御構想をお伺いします。

○**志村政府委員** まことに申しわけないのでございますが、現在調査の段階でございまして、具体的な問題は正確にはお答えできないわけでございますが、そもそも地方生活圏構想と申しますのは先生御承知のとおりでございまして、過疎地域においでだんだんと人が少なくなつていく。ある部落はくしの歯の抜けるごとく部落が少なくなつてしまふ、そのために最小限の生活機能というものもだんだん整備できないというふうな状況になつておる地域につきましても、これをできるだけ一定の範囲の生活圏として実態的にとらえまして、その中において十分の基礎的生活が確保できるような方策を考えてまいりたいと思つてございまして、各般の整備が必要かと思つておられます。道路の整備とかあるいは排水の問題とか、あるいは学校、店舗の問題とか、そういう問題が広範に含まれてまいらうかと存じます、それにつきましては何と申しますか、個々の地域に就きましては、どうお考えなされておられるのか、かように思つておる次第でございまして。

○**鈴切委員** 官房長は調査とおっしゃつておられるのですが、実はおたくのほうからいただきました資料には、すでに各基礎集落に対してはこの程度である、あるいは第一次生活圏についてはこの程度である、第二次生活圏についてはこの程度である、とあなたの方の御構想は明らかになつておられる。それを調査調査ということであつたらば、えようとしておられるわけですが、あなた自身がよく知つておられないということ、もうすでにこういうふうなすばらしい構想ができておるわけですから、でき上がつておるがゆえにこのことについてお聞きしておるわけですが、そういうことで、もう少しよく調べていただかなければ困る。私はきょうのこと一本で構想をお聞きするということとをすでに申し上げておるわけでありまして、もう少し勉強していただきたい、こう思うので



す。よろしゅうございますね。

それから今度は、基幹となる集落中心都市を結ぶ道路網の整備については、各地方自治体に対して相当の費用の負担がかかるのではないかとおもうのですが、地方自治体にはその財源の抽出が非常に困難な都市等があると思うのです。その点についてはどのようにやられていくおつもりでありますか。

○坪川 国務大臣 具体的な問題等につきましては、いへん失礼いたしました。いま局長が参りまして、いま御指摘になりました点を含めまして答弁させていただきます。

○志村 政府委員 担当の局長が参りましたが、御質問の途中でございまして私がつなぎに御答弁申し上げたいと存じますが、先生のお手元でございます生活圏構想のいろいろな資料でございますが、これは一応全体を見通しましてこういってモデルが考えられないかという構想でございます。またそれが具体的に地域の関しての調査に基づいてコンクリートしたものになったわけはございません。さような意味におきまして私はいへん先生におしかりを受けたわけでございますが、また調査調査と言うのはおかしじやないかというお話でございますが、また構想の段階の資料でございます。今後調査が進むに伴いまして、その構想の段階が具体的にプランに固まっておりますということをお待ちしております。

○鈴切 委員 話を進めてまいります。各省庁の権益開発構想すなわち経済企画庁と建設省と自治省とおのおのにおいてこのように広域生活圏、生活圏中心都市とかあるいは広域市町村圏とかこういうふうな構想が出ておられるわけでありまして、この調整はどこでなされるのか、そして現在までのような話し合いがなされておられるのか、この点についてお伺いします。

〔伊能委員長代理退席、委員長着席〕  
○川島(博) 政府委員 御指摘のように、経済企画庁では広域生活圏構想、自治省では広域市町村構想、建設省では地方生活圏構想、おのおの名称

は違っておりますけれども、大体意図するところは、過疎地域と過密地域の対立がますます両極化現象を呈してきております今日の現状におきまして、その過疎地域をいかにして全国平均的な生活水準に均てんせしめるかという観点から過疎地域対策としての構想であることは御承知のとおりであります。したがって、名前こそ違いますがこの三つのねらうところが同一でございますので、当然三省庁におきまして調査方針なり構想の立て方についてはある程度の統一をはかる必要がございます。事柄の性質上広域生活圏につきましては、これは今回の新全国総合開発計画にも大きなテーマとしてうたわれておりますし、経済企画庁が中心となりまして建設省、自治省の三省庁が寄りまして、内容的にその調査方法、将来の計画策定の方針等につきまして協議をいたしておる段階でございます。

○鈴切 委員 経済企画庁を中心にしてこの問題を取り扱われておる、それについてはこういうふうな広域生活圏あるいは広域市町村圏、生活圏中心都市、そういう問題をおのおの持ち合せて、そしてやっておると思うのですが、そういう場合等はいままで何回くらい持たれて、どのような進展とどのような意見調整が行なわれておるかということをお伺いします。

○川島(博) 政府委員 まだ全国計画も正式に内閣として決定をいたしておりませんが、この新全国総合開発計画の中で、この広域構想は一つの大きな戦略手段として取り上げられております。したがって、この全国計画が決定をいたしました段階では、三省庁で正式に計画内容について相談をいたすことになりまして、現在は三省庁の事務当局の間におきまして、本年、昭和四十四年度にどういふ計画をいたすか、これについて相談を合せておる。事務当局の間で相談を合せておる段階でございます。

○鈴切 委員 そこで過疎問題に対してのおのの考え方によって、それぞれ進められているということはおわかりのですが、これはやはり一つの

広域地域の要請として、少なくともこれはどこかリーダーシップをとってどんだん押し進めていかなければならない時点にもうきているのではないかと。さもなければ、おのおのおののところが突つき合いながらやっているとすることは、これは非常に調整がむずかしくなってくると思うのですが、そういう点について、もっともっと積極的に大臣としては話し合っていく場所を設けるべきではないか、このように思うのですが、どうですか。

○坪川 国務大臣 鈴切先生御指摘のとおり、非常に大事な問題でございますので、これらの計画の決定並びに具体的な推進等の段階に入りますと、おのずから政府の責任においてこれを決定いたし、または具体的な方向を推進していかなければならぬ、こういうふうな気持ちでおりますので、いづれもう間もない時点においてこの結論が出た場合においては、いま御指摘になりました方向に向かつて私は指導いたしてまいりたい。また推進もいたしてまいりたい、こう考えております。

○鈴切 委員 時間もあまりありませんので、次に道路行政についてであります。交通麻痺、これは年々増加の一途であります。今後長期展望に立った道路計画と、今後交通麻痺がどのような状態に進展をしていくかというその見通し、そしてさらにそれに対して具体的にどのようなように解決をしていくかということについてお伺いをいたします。

○坪川 国務大臣 おっしゃるように、国土開発幹線道路の五本の道路を含めまして、目下開発、改良をいたしておりますところの三十二路線、これは延べでいたしますと、約七千六百キロに及んでおります。これを中心にいたしましてのこれらの道路計画というものが、一つの中心になるとおもういますとともに、地方の過疎対策からくる、府県道を含めましての地方道の整備。また一級国道の整備並びに昇格というふうな、こうした大きな三本の問題に対して、今後二十一世紀に残さな

ければならない均衡ある国土建設の開発の大動脈である道路政策を、私は強く計画的に推し進めてまいりたい、こう考えております。

○鈴切 委員 近ごろ高速道路は各所にできております。私も高速道路を利用していただいております。私も高速道路を利用させていただいておる一人でありませぬけれども、近ごろは非常に交通のふくそうが激しくなっております。事故でもあればすぐ一キロ、二キロはつながつてしまわなければならない。高速道路も近ごろは低速度道路になつてしまつたと嘆かされるような情勢になつてきたわけでありまして、高速道路行政についてどのようにお考えになっておりますか。

○坪川 国務大臣 御承知のとおり、高速道路もおかげで進歩いたしました。中央道路も過日開通もいたし、また東名、名神を結ぶところの全線も五月の下旬あるいは六月の上旬には開通いたしてまいる、こういうふうなことを考えますとともに、首都圏の高速道路の現況等にかんがみますと、その路線のいわゆる幅の問題、あるいは線形の問題あるいは勾配の問題、いろいろと技術の上において反省しなければならぬ点も多くあります。それとともに、もう一つやはり考えなければならぬ問題は、インターチェンジの問題、いわゆるインターチェンジの幅その他からくるところの自動車、非常にふくそうあるいは渋滞等を考えますと、これらの点について改むべきところはいろいろとございますので、この点については、予算の範囲上配慮を加えて是正をいたしてまいりたい、こう考えております。

○鈴切 委員 少しこまかい話でありますけれども、高速道路公団というものには非常に不親切じゃないかと思うのです。具体的にその一つの例をとつてみますと、主要幹線道路から高速道路に入ります料金所の前に、事故渋滞という看板が立っております。実際にはもう入り込んで、どうにもUターンができない。私も自然とそこへ入ってしまったことがある。一キロ、二キロという長い列をつくつておられるわけです。そういう点において、道路行政の一環として、高速道路を利用する



人への親切の上においても、たとえは事故があつて一キロ、二キロつながつておるとするならば、料金所の相当前において、そういう表示をするところが、私は住民に對しあるいはドライバーに對する親切ではないかと思つたのですが、その点についていかがでしょうか。

○坪川國務大臣 その点、私も非常に憂慮いたしますととも、改むべきところは改めなければならぬという考え方から、私は、首都高速道路あるいはその他の幹線道路と一級国道を含めまして、四月に道路情報センターというものを設けましたゆえんもここにあるのでございます。いわゆる各地から集まつてくるその交通状況の報告を受けてとつて、それぞれの路線、現況を連絡して早く交通対策の大事な情報センターを私は新年度早急に設けたい、こういうようなことであります事務的に進めておることで御理解をいただけるのではないかと存じます、それとともに、もう一つは、やはりそれらに對するところの通信網の拡充といひますか、電話等の増設というような面も私は並行して考へて、これらの隘路を是正してまいりたい、こう存じます。

○鈴切委員 これはまた具体的な話ですが、鈴ヶ森の手前は高速道路が二車線になります。もう一つは、高速道路の下を走つておる道路が二車線です。ところがその道路の合流するところは何とか二車線に縮まつておる。きんちやくみたいなかつたところになっておる。それも九十度ぎつと曲がつておるものから、あの場所に行きますと非常に交通がふくそうするといふことは、今後道路行政においても解決をする必要があるのではないかと存じます。具体的にその点についてどうな考へえを持つておるか、お伺いいたします。

○多治見説明員 ただいま御指摘の鈴ヶ森のランプと、一般の道路の車線の問題でございますが、一般道路のほうは、現在建設省で四車線に拡張すべく計画決定いたしておりますので、すでに工事に着手する段階になっております。できるだけ早い機会に改造したいということで努力しております。

○鈴切委員 それでは最後に大臣にお伺いいたします。高速道路の土地の買収費は、非常に巨額の金になつておるわけでありませう。それと同時に、しかも住民にしてみれば、非常に長い間住みなれた土地を離れなければならない。公共のために立ちのき疎開ということもされておるような現状でございます。非常に商売が繁盛しておるにもかかわらず、そこを放棄して他に移らなくてはならない。そういうふうな非常に大きな住民に對する迷惑等も実はあるわけでありませう。そういう観点から考へますと、現在主要国道というものがあつて、その主要国道等を利用して高層高速道路というものをつくらうか、その上を走らせたらどうか、そういう土地の買収等も要らないし、そういう点においては要するに道路行政としてはある程度ふくそうが緩和されるように思ふのですが、そういう点の御構想はおありであるかどうか、最後に伺ひたいと思つた。

○坪川國務大臣 鈴切委員御指摘になりました、いわゆる国道の上に新たな高速高架道路をつくれ、こういうようなお話でございますね、一つのアイデアとしてはいいアイデアだと思つたが、しかしそのアイデアがはたして現実の上において、線形の上からも路線の上からも、あるいはその他道路の両側の立地条件等を考へますと、即ちできるかどうかといふことは、私はかなりまだ問題点もあつたと思つたが、アイデアとしては一応参考の貴重な資料として今後考へてまいりたいと思つたのと同時に、御指摘になりました土地取得に對しましては、私はやはり基本方針といつたしましては、地方の地域住民に對する納得のいく話し合ひ、しかもつづれ地、大構造物の破壊など、あるいは占用などはなるべく廃止しながら、理解と納得と話し合ひの上においての土地の使用を求めたい、こういう基本方針であることを表明申し上げて、御理解いただきたいと思います。

○鈴切委員 時間でありませうので、これで終わります。

○藤田委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○藤田委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の通告もございませんので、直ちに採決に入ります。

建設省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○藤田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○藤田委員長 次回は二十七日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後一時四十三分散會

昭和四十四年三月三十一日印刷

昭和四十四年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局